

三、第4条第1項第2号、第3号及び第5号(国の紋章、記章等)

- ニ パリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章(パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。)であつて、経済産業大臣が指定するものと同じ又は類似の商標
- 三 国際連合その他の国際機関(ロにおいて「国際機関」という。)を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同じ又は類似の商標(次に掲げるものを除く。)
- イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- ロ 国際機関の略称を表示する標章と同じ又は類似の標章からなる商標であつて、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの
- 五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同じ又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同じ又は類似の商品又は役務について使用をするもの

1. 「経済産業大臣が指定するもの」について

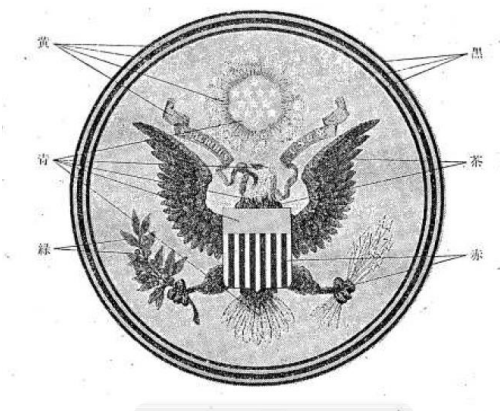
「経済産業大臣が指定するもの」は、いずれも、官報に経済産業省告示として、告示番号や告示日と共に掲載されているものである。

例えば、以下のものがある。

(1) 第2号

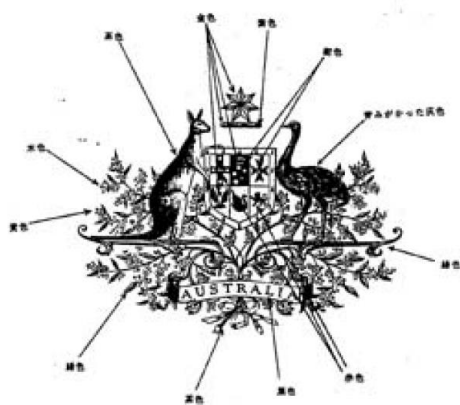
(例1) アメリカ合衆国の記章

(通商産業省告示昭和51年第356号 昭和51年8月6日告示)



(例2) オーストラリア連邦の紋章

(通商産業省告示平成6年第74号 平成6年2月16日告示)



(2) 第3号

(例1) 国際連合の標章

(通商産業省告示平成6年第253号 平成6年4月26日告示)



(例2) 世界知的所有権機関の標章

(通商産業省告示平成6年第275号 平成6年4月26日告示)



(3) 第5号

(例1) マレーシアの監督用又は証明用の印章又は記号

(経済産業省告示平成26年第196号 平成26年9月26日告示)

商品又は役務：輸送，食肉，魚 等)



(例2) 大韓民国の監督用又は証明用の印章

(経済産業省告示平成26年第241号 平成26年12月12日告示)

商品又は役務：木材製品)



2. 第2号について

(1) 「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、国家の尊厳を保持するという公益保護の観点から、商標全体が国の紋章等と紛らわしいか否かにより判断する。

例えば、出願商標が、その一部に国の紋章等を顕著に有する場合は、商標全体として本号に該当するものと判断する。

3. 第3号について

(1) 「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、国際機関の尊厳を保持するという公益保護の観点から、商標全体がこれら国際機関を表示する標章と紛らわしいか否かにより判断する。

例えば、出願商標が、その一部に国際機関を表示する標章を顕著に有する場合は、商標全体として本号に該当するものと判断する。

(2) 本号イにいう「需要者の間に広く認識されている」について

(ア) 需要者の範囲は、最終需要者まで広く認識されている場合のみならず、取引者の間に広く認識されている場合を含む。

(イ) 「需要者の間に広く認識されている」か否かの判断における考慮事由及び証拠方法は、この基準第2(第3条第2項)の2.(2)及び(3)を準用する。

(3) 本号イにいう「需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するもの」について

本号イにおける類否の判断は、需要者の間に広く認識されているために、国際機関と関係があるとの誤認を生じない商標を本号の適用対象から除外し、当該商標を保護するという観点から、当該商標の有する外観、称呼及び觀念のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない。

(4) 本号ロにいう「国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務」について

「誤認を生ずるおそれがない」か否かの判断については、国際機関が行う役務と出願商標の指定商品又は指定役務との関連性を勘案して判断する。

(例) 誤認を生ずるおそれがない場合

国際機関が行っている役務が食品関係であるのに対し、出願商標の指定商品が自動車である場合。

4. 第5号について

(1) 「同一又は類似の標章を有する商標」について

本号における類否は、商品の品質又は役務の質の誤認防止及び監督・証明官庁の権威の保持の観点から、出願商標が、その構成全体又はその一部に国の監督用の印章等と紛らわしい標章を有するか否かにより判断する。

(2) 「同一又は類似の商品又は役務」について

本号における商品又は役務の類否の判断については、この基準第3の十(第4条第1項第11号)11. (1)から(3)を準用する。

(注) 記載した告示の内容は、本審査基準作成時点のものである。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○商標審査便覧

41.103.01 外国の地名等に関する商標について

42.103.01 商標法第4条第1項第3号及び同第5号の解釈について

○審判決要約集(第4条第1項第2号、第3号及び第5号)